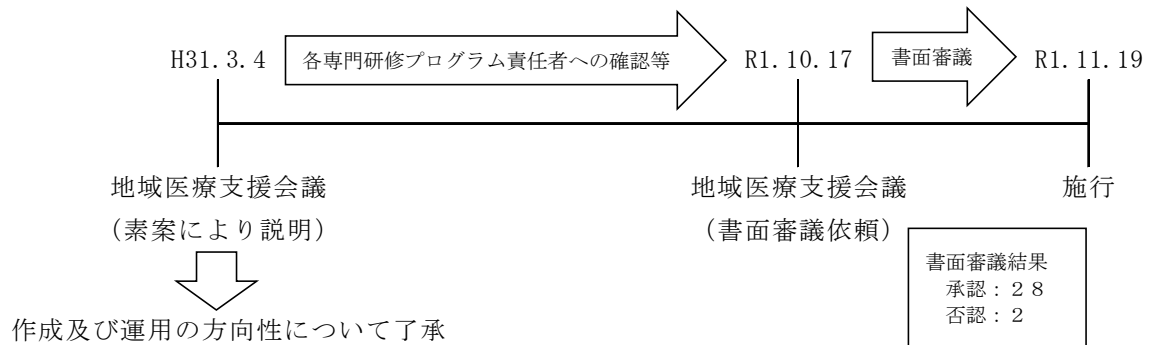


キャリア形成プログラムの策定

1 令和元年度版の策定

(1) 経過



(2) 書面審議での御意見

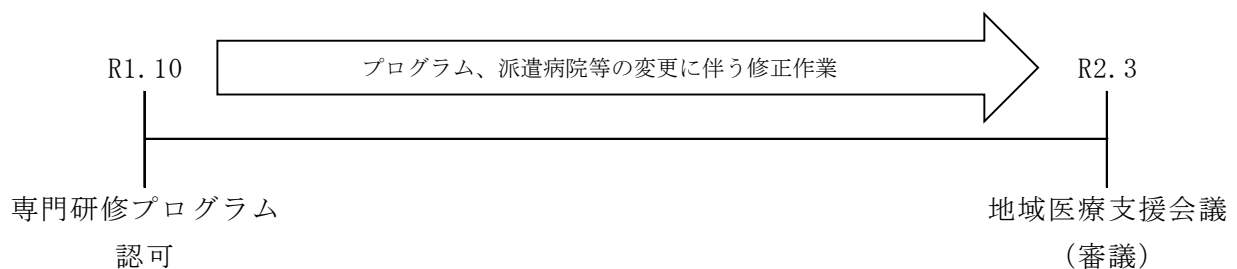
①プログラム関係

- ・サブスペシャリティ専門研修は、国等で現在検討中であり、今後変わる可能性があるため、その旨を注意書き
- ・サブスペシャリティ専門研修の専門認定施設の追加・削除

②その他

- ・連携施設の配置の改善
- ・地域枠医師の出身地域での研修義務化
- ・過疎地域勤務期間の人事権

2 令和2年度版以降の策定スケジュール (例：令和2年度版)



【参考】キャリア形成プログラムの概要等

1 概要

- (1) 医療法第30条の25第1項第5号（平成30年7月25日施行）の規定に基づき、医師少数区域等における医師の確保に資するとともに、医師少数区域等に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的に策定

【キャリア形成プログラム（以下、「プログラム」）の内容】

- ・診療科や就業先となる医療機関等の種別ごとに、複数のコースを設定
 - ・各コースにおいて取得可能な専門医等の資格や、取得可能な知識・技術を明示
 - ・各コースの対象期間は原則9年間（うち、4年以上は医師少数区域等で勤務）
- ※キャリア形成プログラム運用指針（以下、「国指針」）から抜粋

- (2) 県は、毎年度、プログラムの内容を改善するよう努め、コースの設定・変更を行う場合は、地域医療対策会議に提示し協議

2 対象者

【国指针对象】

- (1) 県が奨学金を貸与した地域枠医師
(島根大学地域枠・県内定着枠・緊急医師確保対策枠・学土地域枠、鳥取大学島根県枠)
- (2) 市町村、大学等が奨学金を貸与した地域枠医師
- (3) 県が奨学金を貸与していない地域枠医師
- (4) 自治医科大学島根県出願で入学、卒業した医師
- (5) キャリア形成プログラムの適用を希望する医師

【島根県独自対象】

- (6) 上記以外で島根県が奨学金を貸与した医師

※（2）の義務年限・対象医療機関、及び、鳥取大学島根県枠の専門医取得モデルは今後策定します。

3 運用

- (1) 対象者全てにプログラムを適用
- (2) 対象者は、プログラムに基づいたキャリアプランを作成・履行
- (3) 令和元年度以降に地域枠等で入学する者には、入試及び奨学金募集要項等により、卒業後にプログラムが適用されることを通知
- (4) 対象者が6年生に進級する際に、卒業後のプログラムの適用と、その内容を説明
- (5) 上記（3）（4）以外の対象者についても、県としまね地域医療支援センターでは、説明会の開催や個別面談等により、プログラムの適用と、その内容を説明

4 対象者の派遣調整

- (1) 派遣元である大学等が、本人の希望を最大限に尊重しつつ、プログラムに基づいた派遣計画案を地域医療支援会議に提出
- (2) 地域医療支援会議は、協議及び必要な調整を行ったうえで、派遣計画を決定